

「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)(素案)」に対して提出された 意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成 28 年 12 月 22 日(木)から平成 29 年 1 月 22 日(日)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)(素案)」についての意見・情報の募集を行った結果、5 名（団体を含む）の方から、計 14 件の意見・情報が寄せられました。

また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、並行して市町等関係機関に対する意見聴取を行った結果、3 市町（機関）から計 7 件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方と修正点を別紙に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

また、意見等の該当ページは、県民政策コメントで公表した「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)(素案)」によっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	市町等
概要	1	
1 . 計画策定の背景および目的		
2 . 管理すべき鳥獣の種類		
3 . 計画の期間		
4 . 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域		
5 . 現況		1
6 . 第二種特定鳥獣の管理の目標と施策の基本的な考え方		
7 . 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	7	1
8 . 第二種特定鳥獣の被害防除対策に関する事項		
9 . 第二種特定鳥獣の生息環境の保全・整備に関する事項	1	
10 . その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	5	3
巻末資料		1
全体を通じた意見		1
合計	14	7

3 今後の予定

平成 29 年 3 月 9 日 環境・農水常任委員会（計画案について）
3 月末 計画の改定・公表

4 滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)(案)

別添のとおり

(参考) これまでの経過

＜環境審議会＞

平成 28 年 6 月 2 日	環境審議会への諮問
6 月 28 日	第 1 回自然環境部会（概要説明）
9 月 27 日	第 2 回自然環境部会（素案について）
11 月 10 日	第 3 回自然環境部会（答申案について）、環境審議会からの答申

＜環境・農水常任委員会への報告＞

平成 28 年 5 月 18 日	計画の策定予定について報告
10 月 5 日	検討状況の報告
12 月 15 日	県素案（県民政策コメント案）の報告

＜その他の意見交換等＞

平成 28 年 8 月 3 日	第 1 回ニホンジカ管理検討委員会
9 月 13 日	第 2 回ニホンジカ管理検討委員会
9 月 16 日	特定鳥獣管理計画関係者検討会（自然保護団体、市町等）
10 月 20 日	関係機関協議（市町、国等機関、庁内関係課）
11 月 14 日	滋賀県鳥獣被害対策本部 本部員会議（県素案について）
11 月 25 日	県政経営幹事会議（県素案について）
11 月 29 日	県政経営会議（県素案について）
12 月 22 日	県民政策コメントの実施 市町等への県素案（県民政策コメント案）に係る意見照会

1. 県民政策コメントにより寄せられた意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	頁	意見情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
概要			
1		概要版にある「伐採箇所の小面積・分散化（餌となる草地の抑制）等」という記載について見落としが、こうした記述は本文では見当たりませんでした。もし、有効な対策でしたら、本文でも記述をお願いいたします。ところで、この対策は、本文 p.57 の「多様な下層植生の生育を促す間伐等」とは矛盾しないのか疑問に感じました。	ご意見を踏まえ、P57 の 19 行目において、「<u>なお、餌となる草地の大幅な増加を抑制するため、伐採箇所の小面積・分散化に配慮する。</u>」を追記します。 この方法は、生息環境管理の観点において生物多様性の保全に寄与しつつ、ニホンジカの管理を行うという両方の側面に寄与するものと考えています。
7 . 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項			
(1) 目標達成のための具体的な施策			
2	43	現在個体数管理の手段は狩猟（射殺・罠）による捕獲のみであるが、「殺す」以外の手段として「妊娠率を低下させることにより出生率を低下させ自然発生的に個体数を減少させる」考え方は如何でしょうか。 一つの策として、交尾時期に交尾忌避に陥るような「交尾忌避剤」を開発して交尾時期に散布する方策は如何でしょうか。	現時点では、ご意見のような出生率を低下させることにより個体数を減少させる知見はないため、今後の技術開発の動向を注視していきます。
3	43	現在の施策として狩猟による個体数の管理が行われておりますが、近年狩猟による生計の維持が困難な社会構造となり、狩猟免許保持者の高齢化と新規取得者（趣味及びレジャー）の減少によることも有害鳥獣の増加の一因とも思われるので、狩猟免許取得者の増加を狙いとした「免許取得希望者育成のための教	計画書の P53 に記載したとおり、人材育成の一環として獣害対策地域協議会の働きかけによって、わな免許取得者が増えてきています。こうした動きを促進することによって、免許取得者を増やすことも重要であると考えており、ご意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。

		育講座の計画実施」「免許受験者に対する補助の実施」の計画は如何でしょうか。	
4	44	狩猟による捕獲が盛んになる仕組みづくりについて、極めて重要な課題だと思います。重点地域などにおいては猟友会のみでなく、捕獲駆除を専門とする団体との連携も視野に入れた対応が必要だと思います。 また、捕獲が進まない地域への応援態勢等の仕組みづくりについて、要因の抽出が重要であると思います。根本の解決を促すような取組を期待します。	現在、本計画にもある指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、必要な技能および知識を有する認定鳥獣捕獲等事業者などを対象に、公募により捕獲事業を進めているところです。 また、応援体制等の仕組みづくりにあたっては、ご意見を踏まえて検討を行ってまいります。
5	51	今年度は他県で知る限り2件の猟銃による死亡事故が発生しております。狩猟者の高齢化に伴い、いわゆるベテランによるみなし発砲や慣れが生む猟銃取り扱いが、それらの主たる要因だと感じています。このような事故は起こるべくして起こる事故です。これらの事故が起こらぬよう、熟練者への注意喚起が必要だと思いますので、そのような取組を期待します。	猟銃の慎重な取り扱いは、事故の予防など安全管理上、大変重要です。今後とも熟練者を含めて狩猟者に対する注意喚起を図ってまいります。
(2) その他目標達成のために推進すべき事項			
6	52	棲息数の管理と共に野生動物の行動範囲を制御することは重要な課題です。私の研究室では、現在伊吹山や霊仙山を中心にシカによる掘り起こし行動が出現する要因について季節や草種、餌量、場所などとの関連を調査しております。野生動物が出現する要因は単一ではなく、さらに場所によっても異なります。慎重にかつ早急に、原因の追及ならびにそれらの知見に基づ	森林地域における生息環境管理の観点では、基本的に餌場の有無が出現に大きく関わっているものと推測していますが、他の要因との関係性などについてはまだ十分な知見がないため、研究者や農林業者のご意見を今後の施策に生かしていきたいと考えています。

		いた対策に期待します。	
7	53	農水省農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーも県内に数名いると思います。有機的な活用を期待します。様々な分野で議論することが効率的な対策に繋がっていくと思います。	現在、定期的に農水省農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーを含む有識者の意見を聞きながら、本計画における順応的な管理を推進しております。今後とも、広く関係者の意見をお聞きしながら施策を進めてまいります。
8	53	合意形成のために、幅広い検討が行われることを期待いたします。たとえば、「猟区」を適切に設定することで、こうした動きを進められないでしょうか。こうした調整を現実のものとするために、この部分を具体的な記述とできないでしょうか。	狩猟については、鳥獣保護区および休猟区以外では狩猟者登録を行ったうえで自由に捕獲を行うことができるため、様々な考え方がある猟区の設定については、現時点において当県では狩猟がさらに促進されることは考えにくい状況です。 一方、許可捕獲をより促進するための合意形成は必要であるため、応援体制の仕組みづくりなどを通して合意形成を図っていきたいと考えています。
9 . 第二種特定鳥獣の生息環境の保全・整備に関する事項			
(1) 森林の保全・整備に関する方針			
9	57	PDCA のサイクルが回り、実際に森林整備が改善されることを期待いたします。そのため、森林整備との関係付けについて、より具体的に記述できないでしょうか。	個体数管理を進めると同時にニホンジカの生息地域を考慮した森林整備の推進について、P57 において、間伐、下刈り、除伐、被害防除等の具体的な施業方法を既に記述しています。また、P59 では、個体群の安定的な維持や森林被害の軽減を両立するために植生衰退度調査を定期的実施することとしております。ご意見にある様に、森林整備サイドと鳥獣対策サイドがそれぞれの計画のPDCA のサイクルを回しつつ互いに連携をしながら生息環境管理の観点からも森林整備の改善を図ってまいります。
1 0 . その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項			

(3) ニホンジカの資源的利用の促進			
10	60	自分で捕獲した鹿や猪を使って調理することを目的に、狩猟免許を取得しました。 「滋賀県ジビエ活用検討プロジェクト」を拝見しまして、何かお役にたてることがあれば参加したいと思いました。 今まで作ったことのある鹿肉料理 ・鹿カツベーコン巻（クックパットに作り方を投稿しています。ぐるなびのシェフごはん「第一回ジビエ料理コンテスト」にて入選しました。） ・鹿カツ卵とじ丼（クックパットに作り方を投稿しています。） ・鹿レバーペースト ・鹿肉のロースト ・鹿肉のパテ・ド・カンパーニュ ・熟成鹿肉のしゃぶしゃぶ ・ドライエイジングした鹿肉のステーキ ・鹿肉の生ハム 自分には子供が二人いますが、幼少期から鹿肉を食べて健康に育っています。 大人になってから初めてジビエを口にすると多少の抵抗がありますが、幼少期から普通に食卓に並んでいると、今でも抵抗なく美味しく食べています。 狩猟で捕獲した動物の肉が活用されにくい現状を把握していますが、変えていければいいと思います。 「獣臭い」「狩猟って何が面白いの？」 これが狩猟をしていない一般市	ジビエ活用における普及啓発等の推進において、参考とさせていただきます。

		民の意見だと思いますが、釣りを して魚を食べるように、楽しく狩猟を して美味しく肉をいただくイメージ に変えていくことが大事だと思 います。	
11	60	捕獲された個体については地域の 食物資源として有効に活用が図 られるような方策を関係部局と連 携を図りながら検討するため「滋賀 県ジビエ活用検討プロジェクトチ ーム」を立ち上げておられますが、 未だに「捕獲した個体の解体処理に ついては捕獲者自身で行っている」 と聞いております。技術的な問題及 びジビエとしての衛生管理等を考 慮して解体処理加工施設の整備を 促進して解体・処理（皮・肉）販売 等の支援の促進が必要と思われま す。	現在、県内には、12箇所野生鳥 獣の食肉処理施設が設置されていま す。 今後、安全で衛生的に管理された ジビエの活用が拡大されるような方 策について「滋賀県ジビエ活用検討 プロジェクトチーム」で検討を図っ てまいります。
12	60	（猪肉の食用利用とも共通して言 えることであるが、解体処理加工施 設の整備だけでなく、以下の点に留 意すべきである。）食肉としての資 源利用拡大に際しては、狩猟者・処 理業者だけでなく、調理人の視点を入 れ、衛生管理および品質の確保を 図るべきである。植物性の餌中心 か、雑食性であるか個体の違いによ って食味や安全性が変わるため、食 肉に適した個体の捕獲場所の特定 ために情報を蓄積するようにする。 また狩猟者・処理業者は、販売重量 を多くしようとするため、食用に適 した部位の範囲よりも範囲を広げ て解体するインセンティブがあり、 食用に適した品質を保持するため、 解体・加工の工程に利用者である調 理人の視点を入れることが重要で	安全で衛生的に管理されたジビエ 活用の支援を進める際、ご意見を参 考にさせていただきます。

		ある。	
13	60	食資源としての活用することの目的を明確にする必要があると感じることと、捕獲駆除事業とは区別して扱う必要があるかと思えます。また資源活用という観点から肉、骨、毛、革などについても産業化を推進するような取組が重要だと思えます。	本文 P60 に、「<u>県民に、食を通じて、増えすぎた野生鳥獣の捕獲の必要性について理解を深めていただくほか、資源利用による地域振興に役立てることが重要である。そのため、捕獲された個体については、有効に活用が図られるような方策を・・・</u>」と追記修正し、資源として有効活用する目的を追加します。 また、獣肉以外の利用についても、業務推進の際の参考といたします。
(4) 計画の実施体制			
14	61	県内の大学では、獣害対策に学生が取り組んでいる事例があります。若い世代に野生動物とつきあう文化を引き継ぐためにも、これらの団体の中に、教育機関も含めてはいかがかと思えます。	P61 の 1 1 行目において、「・・・<u>関連 NPO、ボランティア等からも協力を得るように努める。</u>」とさせていただきます。

2. 市町等関係機関への意見聴取により寄せられた意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

番号	頁	意見情報等（概要）	意見・情報等に関する考え方
5. 現況			
(2) 生息数の動向と評価			
1	19	将来予測では、一定の捕獲率が仮定されているが、実際には捕獲の強化とともにニホンジカの警戒心が高まり、また低密度化により遭遇確率が下がるため、捕獲率が一定とはなりにくい。そうしたことから、不必要に警戒の高まりを進行させないよう、捕獲手法を地域の状況に応じて限定するなどの工夫が必要であると言われている（特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン ニホンジカ編・平成27年度）。 本件については、平成28年10月3日付け滋鳥獣第110号の意見照会時に記述するよう意見したものであるが、今回の計画素案ではそのことが「ii. 狩猟捕獲数の動向」に反映されているのは、異様である。 県内では、捕獲効率の算出にあたって出猟カレンダーのみをデータ収集しているためにこのような項目に記載されていると推察されるが、不必要に警戒の高まりを進行させないよう地域の状況に応じて捕獲手法を限定することは、本来、許可捕獲に適用することである。これは、狩猟などにより鳥獣の警戒心が高められていない地域で、警戒心の強化を予防しうる手法の採用により、高効率の捕獲を維持できると考えられていることにある（梶光一・伊吾田宏正・鈴木正嗣. 2013. 野生動物管理のための狩猟学）。しかし	「ii. 狩猟捕獲数の動向」では、環境審議会自然環境部会において委員のご意見を受け、現在各地域で行われている捕獲方法の実態を表すために狩猟捕獲数の動向を記述したうえで、捕獲方法別の捕獲効率を追記したものであり原文のとおりとします。項目を改める必要はないものと考えます。また、最後段でご指摘のある AI ゲートや誘因狙撃による捕獲と捕獲効率の関係については、まだ十分な実績がなく今後、必要に応じ調査や分析が必要と考えているため、原文では、「捕獲方法は、地域や環境に適した捕獲方法を選択し、捕獲方法を柔軟に変更するなどの工夫や捕獲技術の向上が必要である。」と記載しています。

		ながら、「ii. 狩猟捕獲数の動向」に記述することによって、誤解を招く恐れがあるため、項目を改めるべきである。 また、「いずれの捕獲方法も捕獲を強化するほどシカが学習して行動を変える（スレジカという）ため、捕獲効率は低下する」とあるが、AIゲートや誘引狙撃は、群れ単位で効率よく捕獲することによってスマートディアの出現予防等により捕獲効率が維持できるとされているにもかかわらず、そのことを無視した記述になっている。	
7. 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項			
(1) 目標達成のための具体的な施策			
2	43	43 頁のなお書きで成獣メスの捕獲目標を 6 割以上としているが、43 頁の表中、51 頁 1 行目、概要版 2 頁では、「メス」としか記述されていないため、どちらかで統一すべき。 本件は、平成 28 年 10 月 3 日付け滋鳥獣第 110 号の意見照会時にも意見し、「成獣メス」で統一する旨の回答を得ていたが、未だ混同がみられる。	ご意見のとおり、「<u>成獣メス</u>」で統一します。
1 0 . その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項			
(4) 計画の実施体制			
3	63	図 40 の実施体制では、検討会や検討委員会、連絡会議などの記述があるが、県主体の捕獲事業（指定管理鳥獣捕獲等事業、ニホンジカ広域管理捕獲等事業）の企画・立案について、捕獲方法や時期、場所、捕獲の担い手に求められる条件、捕獲目標の設定などの科学的な議論をする場が見当たらない。	現在、県主体で実施しているニホンジカ捕獲事業等にあつては、事前調査の実施やこれまで蓄積してきたデータ等に基づき科学的に捕獲を進めているところです。 ご意見のように科学委員会等による議論やコーディネーターを交えた科学的検討を行うことは、重要と考えており現在も「滋賀県第二種特定

		多くの地域で、検討会あるいは連絡協議会などが作られているが、これは様々な関係機関や利害関係団体を含んでおり、科学的な内容の議論というよりも、どちらかといえば施策としての合意をとる場という性格が強いとされている（特定鳥獣保護・管理計画策定のためのガイドライン ニホンジカ編・平成 27 年度（以下「ガイドライン」という。）。）。 またガイドラインでは、専門家と行政官のみによるワーキンググループ、あるいは科学委員会（以下「科学委員会等」という。）を設け、そこである程度の時間をかけた科学的検討を行う体制が必要であると指摘している。そうしたことから、県主体の捕獲事業の企画・立案に当たっては、獣種に応じた鳥獣保護管理捕獲コーディネーター等の専門家と行政官による科学委員会等によって科学的議論を進める必要がある。例えば、鳥獣保護区内での捕獲では、警戒心の強化を予防しうる手法を採用する必要がある、そのような捕獲手法に精通した鳥獣保護管理捕獲コーディネーターを交えた科学的検討を行わなければならない。	鳥獣管理計画検討会」にて、実施施策に対する検討を行っていることからご意見に沿って P 6 3 の図 3 9 において、<u>モニタリング調査および施策に対する評価、検討を追記</u>します。
4	63	鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成 28 年 10 月）（以下「基本指針」という。）では、「鳥獣保護管理事業の適切な実施のためには、専門的な知識、技術及び経験を有する人材を育成し、適所に配置又は活用する必要がある、特に都道府県にあっては、鳥獣の保護及び管理	同上

		に関する専門的知見を有する者を都道府県の鳥獣行政担当職員として配置し、技術的な面からも鳥獣保護管理事業を支える体制を整備することが求められる」とされている。一方、環境省が公表している「都道府県における専門的知見を有する職員の配置状況(平成28年4月1日現在)」によると、専門的知見を有する職員は47都道府県で141人が配置され、専門的知見を有する職員が配置されていない都道府県はわずか10県(滋賀県を含む)である。あえて繰り返し述べるが、県主体の捕獲事業を企画・立案するにあたっては、捕獲方法や時期、場所、捕獲の担い手に求められる条件、捕獲目標の設定など科学的な議論が必要であり、獣種や捕獲方法に応じた鳥獣保護管理捕獲コーディネーター等の専門家と行政官による科学委員会等を設け、そこで科学的検討を行うことが重要であり、専門的知見を有する職員が配置されていない都道府県にあつては、なおさら科学委員会等が必要である。さらにその科学委員会等では、県主体の捕獲事業の成果を科学的な視点で評価し、次の事業へ反映させるフィードバック管理を実施する必要がある。	
5	63	また、県主体の捕獲事業において公募型プロポーザル方式を採用する場合、提案内容等を技術的な視点でも審査する必要がある、専門的知見を有する職員が配置されていない都道府県にあつては、行政官だけ	ご指摘の方法については、捕獲事業の計画段階で議論をしていることから、個別の公募型プロポーザルは、別途、県が定める公募型プロポーザル実施要領等に基づき実施するものであり、その審査の方法等実施段階

		では技術的な面から鳥獣保護管理事業を支える体制が整わないため、利害関係者ではない専門家を交えた審査体制を整えなければならない。 以上のことから、県主体の捕獲事業（指定管理鳥獣捕獲等事業、ニホンジカ広域管理捕獲等事業）について、企画・立案、事業評価とフィードバック管理、公募型プロポーザル方式に関する提案内容の技術的な審査は、利害関係者ではない専門家と行政官による科学委員会等によって科学的検討を実施すべきであり、そのことを特定計画に明記する必要がある。	にかかることについては特定計画に明記する必要はないと考えます。
巻末資料			
6	64	ニホンジカ生息数の推定について、巻末資料で、新たに導入した「階層ベイズによる推定」のほうがより確からしいということで採用との説明（p. 67）は、従来の推定方法と併せて説明されているので理解しやすい。 ただ、今回捕獲目標数が年度により変動しているが、毎年の捕獲実績の把握時期が遅く、翌年度の予算に反映することが困難であることから捕獲実績と目標管理の整合をどうするのが不明確。 捕獲実績が目標に達しなかった場合、この不足分をどの年度の捕獲目標に加算するのか。また、そのシュミレーションを行うためには、その都度地域別の生息数推定が不可欠になると考える。 また、生息数推定の精度を上げるためには、狩猟カレンダーの精度向	階層ベイズ法による捕獲目標は、捕獲率を根拠に算出されるため生息数が多い程、捕獲目標が大きくなります。このため、算出期間において初年度の捕獲目標が最も高くなり、目標を達成すれば次年度の捕獲目標は減少します。ご意見のとおり、前年の捕獲実績は、正確には翌年度の集計となるため、予算や目標管理への反映は翌々年度となります。このことから、<u>P 4 3</u>において、「<u>毎年度の目標達成の状況に応じて翌年度の目標を考慮する。</u>」と追記します。 また、環境省の統計データ取りまとめ業務において、許可捕獲のデータを集積する動きがあるため、この動向を注視しつつ、来年度の狩猟期間から従来の出猟カレンダーと同等の調査シートを許可捕獲従事者から提出していただくことを検討しています。

		上とともに許可捕獲でのデータ収集が重要と思うが、その対応をどのように実施していくのか。	
全体を通した意見			
7		全国的にニホンジカの個体数が増加している中、滋賀県においてもH25からH27で増加している。 しかしながら、湖北地域を除く各地域では全て減少傾向にあり、湖北地域だけが爆発的に増えている。 長浜・米原での被害は減少傾向にあり、地元猟師も体感的に増加していると感じていない中、現状と異なる調査結果となっている。 湖北地域で、これだけの増加があるとすれば、隣接する湖西・湖東地域にも影響が出るものと思われるが、両地域とも、個体数は減少している。 県内において、湖北地域のみが増加し続けることについて個体数の調査をあわせて、原因を究明するための調査をお願いしたい。 また、隣接する岐阜県・福井県の増減状況について、情報提供をお願いします。	近年の暖冬による小雪の影響で小鹿が繁殖することが可能となっていることが大きな要因と考えられますが、滋賀県では、シカ出猟カレンダーによる捕獲および目撃情報の調査に併せ糞塊密度調査によりニホンジカの分布状況の把握を行っており、引き続きこれらの調査を実施する予定です。 また、福井県、岐阜県、三重県、滋賀県で構成する「まんなか鳥獣害対策研究会」において、シカの生息状況にかかる情報交換を行っており、広域的な情報の共有を一層進めていくことによりシカ増加の原因を究明を図ってまいります。 これらの情報は、担当者会議等において情報提供したいと考えています。

3. 県素案（県民政策コメント案）からの修正点

頁	計画素案(県民政策コメント案)	修 正 案
概要 p. 2 ※ 市町等への意見 照会による意見 に基づく修正	図中、うちメスの捕獲目標	図中、うち<u>成獣</u>メスの捕獲目標
p. 43 最終行 7. 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項 (1) 目標達成のための具体的な施策 ※ 市町等への意見 照会による意見 に基づく修正	なお、繁殖に深く影響する成獣メスの捕獲頭数は、少なくとも上表の頭数以上とする。	なお、繁殖に深く影響する成獣メスの捕獲頭数は、少なくとも上表の頭数以上とする<u>ほか、毎年度の目標達成の状況に応じて、翌年度の目標を考慮する。</u>
p. 51 1行目 7. 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項 (1) 目標達成のための具体的な施策 ※ 市町等への意見 照会による意見 に基づく修正	また、個体数を抑制するためにはメスの捕獲が非常に重要であり、ニホンジカの場合、出産可能年齢に達するのが早くその後の妊娠率も高いことから、効果的な抑制策を講じるため、成獣メスの捕獲を優先的(捕獲目標全体の6割以上)に行うものとする。	また、個体数を抑制するためには<u>成獣</u>メスの捕獲が非常に重要であり、ニホンジカの場合、出産可能年齢に達するのが早くその後の妊娠率も高いことから、効果的な抑制策を講じるため、成獣メスの捕獲を優先的(捕獲目標全体の6割以上)に行うものとする。

p. 57 21行目 9. 第二種特定鳥獣の生息環境の保全・整備に関する事項 (1) 森林の保全・整備に関する方針 ※ 県民政策コメントによる意見に基づく修正	下層植生が貧弱となり、造林木へ被害が集中することのないよう林床の光環境を改善することにより多様な下層植生の生育を促す間伐等を実施する。	下層植生が貧弱となり、造林木へ被害が集中することのないよう林床の光環境を改善することにより多様な下層植生の生育を促す間伐等を実施する。<u>なお、餌となる草地の大幅な増加を抑制するため、伐採箇所の小面積・分散化に配慮する。</u>
p. 60 下から2行目 10. その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項 (3) ニホンジカの資源的利用の促進 ※ 県民政策コメントによる意見に基づく修正	捕獲された個体については、<u>地域の食物資源として有効に活用が図られるような方策を関係部局と連携を図りながら検討するため「滋賀県ジビエ活用検討プロジェクトチーム」を立ち上げた。</u>	<u>県民に、食を通じて、増えすぎた野生鳥獣の捕獲の必要性について理解を深めていただくほか、資源利用による地域振興に役立てることが重要である。そのため、捕獲された個体については、有効に活用が図られるような方策を関係部局と連携を図りながら検討するため「滋賀県ジビエ活用検討プロジェクトチーム」を立ち上げた。</u>
p. 61 14行目 10. その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項 (4) 計画の実施体制 ※ 県民政策コメントによる意見に基づく修正	本計画の実施にあたっては、県関係機関、試験研究機関、市町、農林業者(団体)、地域住民、森林管理署、狩猟者団体等が連携するとともに、関連NPO、ボランティアからも協力を得るように努める。	本計画の実施にあたっては、県関係機関、試験研究機関、市町、農林業者(団体)、地域住民、森林管理署、狩猟者団体等が連携するとともに、<u>関連NPO、ボランティア等</u>からも協力を得るように努める。

p. 63 図39 10. その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項 (4) 計画の実施体制 ※ 市町等への意見 照会による意見 に基づく修正	図39中、モニタリング調査の評価、検討	図39中、モニタリング調査および施策に対する評価、検討
--	----------------------------	------------------------------------